表１－３　大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦8.2W	≦0.5W
30＜ipm	60分		

備考）１　「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表３、表４、表５及び表７において同じ。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

３　消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表２－１　モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦20	≦0.263	要件なし
20＜ipm≦24	≦0.018×ipm－0.115	
24＜ipm≦40		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40＜ipm≦60	≦0.016×ipm－0.033	
60＜ipm≦80	≦0.037×ipm－1.314	
80＜ipm	≦0.086×ipm－5.283	

備考）１　A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

２　Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表２－２において同じ。

３　標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件　画像機器の製品基準　画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。表２－２において同じ。

表２－２　カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面要件
ipm≦19	≦0.254	要件なし
ipm＝20		基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
20＜ipm≦40	≦0.024×ipm－0.250	
40＜ipm≦60	≦0.011×ipm＋0.283	
60＜ipm≦80	≦0.055×ipm－2.401	
80＜ipm	≦0.118×ipm－7.504	

表３　リカバリー時間に係る基準

製品速度（ipm）	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）	スリープ移行時間　Ts（分）	リカバリー時間（秒）
0＜ipm≦5	0＜Ts≦5	≦min(0.42×ipm+5,30)	5＜Ts	≦min(0.51×ipm+15,60)
5＜ipm≦10	0＜Ts≦10		10＜Ts≦15	
10＜ipm≦20	0＜Ts≦10		10＜Ts≦20	
20＜ipm≦30	0＜Ts≦10		10＜Ts≦30	
30＜ipm≦40	0＜Ts≦10		10＜Ts≦45	
40＜ipm	0＜Ts≦15		15＜Ts≦45	

備考）１　「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

リカバリー時間（秒）＝T_{act1}－T_{act0}

T_{act1}：スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

T_{act0}：稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間（秒）

２　本表においてmin(A,B)は最小関数であり、AとBの小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準のmin(0.42×ipm+5,30)は、「0.42×ipm+5秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

３　長い初期設定のスリープ移行時間（Ts）を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表４　モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm≦10	≦15分	≦60分
10＜ipm≦20	≦30分	
20＜ipm≦30	≦45分	
30＜ipm		≦120分

備考）　「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表５において同じ。

表５　大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm≦10	≦15分	≦60分	≦5.4W	≦8.7W	≦0.3W
10＜ipm≦20	≦30分				
20＜ipm≦30	≦45分				
30＜ipm		≦120分			

備考）１　「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

２　スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表７の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表７の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。